

民生委員なり手確保検討会設置要綱

(名称)

第1条 本会は、民生委員なり手確保検討会（以下「検討会」という。）と称する。

(目的)

第2条 民生委員活動に対する理解促進及び民生委員のなり手確保を図るため、学識経験者や自治会関係者、行政関係者を構成員とした検討会を組織し、民生委員を取り巻く現状と課題や、民生委員活動に関する理解促進対策の企画等について、委員から意見を聴取する。

(意見聴取項目)

第3条 県は、次の項目について、委員から意見等を聴取する。

- (1) 民生委員を取り巻く現状と課題の洗い出しと施策の提案に関すること
- (2) 民生委員活動に関する理解促進対策の企画・立案に関すること
- (3) その他県施策に関すること

(組織)

第4条 検討会は、別表1に掲げる委員をもって組織する。

(会長)

第5条 検討会に会長を置き、委員のうちから互選する。

2 会長は、検討会を主宰し、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指定する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 検討会は岐阜県健康福祉部地域福祉課長（以下「地域福祉課長」という。）が招集する。

2 地域福祉課長は、必要に応じて、会議に委員以外の者を出席させ、その意見を聴くことができる。

(事務局)

第7条 検討会の事務局は、岐阜県健康福祉部地域福祉課に置く。

(任期)

第8条 検討会の委員の任期は、1年とする。

2 補欠により就任した委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任することができる。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に必要な事項は、地域福祉課長が定めるものとする。

附 則

この要綱は、令和2年8月4日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年 月 日から施行する。

別表1（第4条関係）

民生委員なり手確保検討会 委員一覧表

氏名	所属・役職
小松 理佐子	日本福祉大学 社会福祉学部長
澤井 基光	岐阜県民生委員児童委員協議会 会長
後藤 東洋士	岐阜県自治連絡協議会 会長
長屋 満紀	岐阜県民生委員児童委員協議会事務局 課長
岩田 広和	岐阜市 福祉部次長兼福祉政策課長
篠田 浩	大垣市 健康福祉部社会福祉課長
伊藤 早苗	輪之内町 福祉課長

計7名